

福島県魅力あふれる保育環境づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育を行う施設（家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を除く。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める幼稚園（以下「保育所等」という。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。）の幼児教育・保育環境の改善を図ることで、質の高い保育を提供するため、環境改善に取り組む保育所等（以下「事業実施主体」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 この補助金は、事業実施主体において、専門家による助言及び提案に基づく幼児教育・保育環境の改善を行う場合、その費用の一部を補助する。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第3欄に定める基準額と第1欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第2欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第5条 事業実施主体は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当

該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

- 2 事業実施主体は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容又は補助金の額に影響を及ぼさないと認められる場合において行う補助対象経費の20%以内の減額変更。
- (2) 事業の内容又は補助金の額の影響に及ぼさないと認められる場合において行う経費の20%以内の配分の変更。

(変更の承認の申請)

第7条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、第2号様式を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、第3号様式を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第10条 事業実施主体は、当該事業が完了したときは、速やかに第4号様式を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、第5号様式によるものとし、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に行わなければならない。

(補助金の請求)

第12条 補助金交付の決定の通知を受けた申請者は、補助事業等が完了したときは、第6号様式を速やかに知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 事業実施主体は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに第7号様式を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入額控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(書類の提出部数)

第16条 事業実施主体が、規則及び要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、正副各1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 0 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 2 3 日から施行し、令和 7 年度の補助金から適用する。